

Loop リニューアブルエナジー合同会社「(仮称)北海道(道北地区)
ウィンドファーム豊富環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和2年8月28日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)北海道(道北地区)ウィンドファーム豊富環境影響評価準備書」について、Loop リニューアブルエナジー合同会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

なお、当該事業は、令和元年9月20日付をもって、三浦電機株式会社からLoop リニューアブルエナジー合同会社に事業承継がされている。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 北海道天塩郡豊富町
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 最大30,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年8月8日
環境大臣意見受理	平成28年10月28日
経済産業大臣意見発出	平成28年11月2日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年4月27日
住民意見の概要等受理	平成29年7月5日
北海道知事意見受理	平成29年9月29日
経済産業大臣勧告発出	平成29年10月20日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和元年12月3日
意見の概要等受理	令和2年6月22日
北海道知事意見受理	令和2年6月12日
環境大臣意見受理	令和2年6月29日
経済産業大臣勧告発出	令和2年8月28日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内
電話:03-3501-1742(直通)

1. 総論

本事業の対象事業実施区域及びその周辺は、自然環境保全上、極めて重要であり、その地域特性を踏まえると、自然環境に対する影響を可能な限り回避又は極力低減する必要がある。特に、チュウヒ及びオジロワシ等の希少猛禽類への影響が強く懸念されることから、風力発電設備の基数の削減及び配置の再検討等により、事業規模の大幅な縮小を含めた抜本的な見直しを行う必要がある。

また、事業を行う場合には、事後調査等について以下の措置を適切に講ずること。

- (1) 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。
- (2) 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。
- (3) 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。
- (4) 対象事業実施区域の周辺においては、他の事業者による環境影響評価手続が終了若しくは手続中の風力発電事業が計画されている。他の事業との累積的な影響に係る事後調査及び環境監視の実施に当たっては、他の事業者と確実に情報を共有し、必要に応じて合同での調査を実施すること等により、累積的な影響を最大限把握すること。
- (5) 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図ること。

2. 各論

(1) 土地の改変に伴う自然環境等に対する影響

本事業の工事計画においては、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設・拡幅等により、比較的大きな改変を行う計画となっていることから、ヤード及び道路等の設計や工法に関して更なる検討を行うことや、土地改変を可能な限り減らすとともに切土量及び盛土量を可能な限り少量化することにより、土砂の崩落又は流出による水環境、植物及び生態系等への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 鳥類に対する影響

本事業の実施に伴うチュウヒ及びオジロワシ等の希少猛禽類等への影響を回避又

は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 対象事業実施区域の周辺においてチュウヒの営巣及び繁殖が確認されていること及び同区域においてチュウヒの採餌行動が確認されていることから、本事業の実施に伴うチュウヒの営巣及び繁殖への影響、風力発電設備への衝突や移動の阻害等の影響を回避又は極力低減するため、営巣地から距離が近い2基の風力発電設備については設置の取りやめ又は配置の大幅な変更を行うとともに、ヤードについては配置の大幅な変更を行うこと。また、その他の風力発電設備については、評価書の作成までに、行動圏の内部構造の解析等を実施した上で、専門家等からの助言を踏まえ、営巣中心域及び営巣中心域と採食地間の主要な飛行ルート上の風力発電設備の設置を回避する等、風力発電設備の配置等を再検討すること。

さらに、本事業の工事を実施する際に、営巣が確認される等、チュウヒの繁殖に対する重大な影響が懸念される場合には、専門家等の助言を踏まえ、繁殖期の工事回避等の環境保全措置を適切に実施すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺において、オジロワシの飛翔が高い頻度で確認されている。このため、本事業の実施に伴うオジロワシの風力発電設備への衝突や移動の阻害等の影響を回避又は極力低減する観点から、飛翔頻度が特に高い1号機及び8号機の風力発電設備については、設置の取りやめ又は配置の大幅な変更を行うこと。

ウ St.5調査地点における冬季の猛禽類調査の調査日数が少ないことから、3号機、7号機及び8号機の風力発電設備設置予定箇所及びその周辺におけるオジロワシ及びオオワシ等の希少猛禽類の飛翔を十分に確認できていないと考えられる。このため、St.5調査地点における冬季の追加調査を実施し、専門家等からの助言を踏まえ、風力発電設備の配置等を再検討すること。

エ バードストライクの発生を低減するため、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置を施設稼働前に講ずること。

オ 本事業の鳥類に関する環境保全措置、事後調査及び事後調査結果を踏まえ た追加的な環境保全措置については、周辺の他の事業者が設置する協議会の有益な知見を参考にしつつ、専門家等からの助言を踏まえて実施すること。

カ 鳥類のブレード、タワー等への接近又は衝突に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性を伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施するとともに、衝突や移動の阻害等、希少猛禽類等の重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

キ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

ク バードストライク及びバットストライクに関する事後調査については、死骸の見落としや他の動物の持ち去りによる過小評価を回避するため、専門家等からの意見や国が示す技術情報等を踏まえ、十分な頻度で調査すること。

(3) 動物に対する影響

ア コウモリ類については、ブレード回転域の高度における重要な種の飛翔状況を十分に捕捉できるように適切に調査、予測及び評価を実施すること。

イ センサス調査に当たっては、定量的な評価が可能となるように調査地点又は調査回数を検討し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 生態系に対する影響

生態系の上位性注目種については、採餌環境等の生息状況を踏まえ、適切に選定を行い、調査、予測及び評価を行うこと。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。